

令和 8 年度 立木公売の案内

物件：羽根県行造林 18～20 林班

所在：室戸市羽根町久次谷山

甲 3446-イ、ロ

1 入札日 令和 8 年 12 月 21 日（月）

2 開始時間 午後 3 時 00 分

※開始時間の 10 分前までに受付終了願います

3 入札会場 高知県庁西庁舎 1 階会議室

（高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号）

□問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 森づくり推進課 公営林担当

TEL：088－821－4814 FAX：088－821－4576

この度、下記のとおり一般競争入札を行いますので、入札参加を希望する者は、下記により入札参加申請書を提出してください。

なお、入札参加希望者は、本案内、「県営林の立木公売入札心得書」を熟覧・了承のうえ入札に参加してください。

1 公売の内容

- (1) 物 件 羽根県行造林 18～20 林班
- (2) 物 件 所 在 地 室戸市羽根町久次谷山甲 3446-イ、ロ（地目：山林）
- (3) 物 件 の 内 容 109.92ha スギ・ヒノキ等（58 年生から 67 年生）
- (4) 伐採時の条件
 - ア 伐採搬出期限 契約の日から 7 年間（天災その他やむを得ない理由によるものと県が認めた場合はこの限りではない）
 - イ 注意事項 施業を行うにあたっては、溪流部への枝条や土砂等の流出を最小限に抑えて、造林地下部を流れる羽根川の支流に影響を与えないよう十分に注意してください。
また、地番 3446-イ内に生立するモミの天然木 1 本については県が所有している立木ではないため、施業の際に伐採しないよう注意してください。
- (5) そ の 他 物件の詳細は、「立木公売調書」に記載のとおり。

2 入札参加資格

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 指定の期日までに、立木を伐採し搬出できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

3 入札参加の方法等

この入札に参加しようとする者は、提出期限までに申請書及び誓約書を提出し、入札参加資格の有無について確認を受ける必要があります。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この入札に参加することができます。

(1) 申請書等の様式

- ア 交付期間 公告の日から令和8年11月30日(月)まで
イ 交付方法 直接受取、送付、又は高知県林業振興・環境部森づくり推進課ホームページ(新着情報)からダウンロード
(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/>)

(2) 申請書等の提出

- ア 提出部数 1部
イ 提出期限 令和8年11月30日(月)午後5時15分まで
ウ 提出場所 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県庁西庁舎4階
高知県林業振興・環境部森づくり推進課公営林担当
エ 提出方法 直接持参、又は郵送(必ず書留)すること。
(郵送の場合は、提出期限までに必着すること)
オ 費用 提出者の負担

4 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和8年12月21日(月)午後 3時00分から

***入札開始時間の10分前までに受付終了願います。**

- (2) 入札場所 高知県庁西庁舎1階会議室(高知市丸ノ内1丁目7番52号)

- (3) 入札方法 一般競争入札(郵便による入札は認めません。)

***入札書に記載された金額(消費税相当額を含む額)を落札金額とします。**

- (4) 入札保証金 入札に参加しようとする者は、見積もる金額(消費税相当額を含む額)の100分の5以上(円未満切上げ)の金額を納めてください。

※入札参加申請書提出後、手書き納付書をお送りしますので、入札保証金は、入札当日までに納付してください。

※不落となった場合、納入した入札保証金は、後日指定口座へ還付しますので、入札保証金提出書(添付書類:納付書領収書の写し)を入札当日持参・提出してください。なお、この入札保証金には、利息を付しません。

※国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回(2回以上)にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときは入札保証金を免除できる場合がありますので、必要に応じて業務実績証明書を3の(2)の期日までに提出すること。

- (5) 押印省略 入札書(代理人による入札書も含む)は押印を省略できます。この場合、入札当日は本人確認を行うため、原則顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等)を

ご持参ください。

※押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成してください。

※入札書の押印を省略した場合、入札者又はその代理人の本人確認が行えなかった入札書は無効とします。

- (6) 落札者決定 県が定めた予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とします。ただし、同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじによって決定します。
- (7) 再度入札 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。再度入札は2回（初度入札を含め3回）まで行います。
- (8) 無効入札 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第21条に該当するものは無効となります。
- (9) 契約保証金 落札者は、契約の締結までに契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）として契約金額の100分の10以上の金額を納めてください。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金は全額免除します。なお、この契約保証金には、利息を付しません。
- (10) 契約書の要否 作成を要します。
- (11) 契約の締結 落札の日から起算して10日以内。

5 契約条項を示す場所

3の（2）のウの場所に同じ。

6 現地案内

現地案内は行いません。現地の立木には白いテープでマーキングし、県行造林の境界が確認できるので、見積りのために調査等入山が必要な場合は、問い合わせ先（表紙）までご連絡ください。

7 その他

県では、県内の木材需要に応じて原木生産の拡大に取り組んでいますので、原木の県内供給にご協力ください。

県営林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県営林の伐採・搬出にあたっては、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点から下記事項に十分留意されますようお願いします。

1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、道路等へ落下させないように作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は極力、谷筋を避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道は、作業道作設指針等に則った作設を行う。
- ・ 森林法や各種法令に基づく許可や届出が必要な場合は問い合わせをし、手続きを行うものとする。
- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所はできるだけ少なくし、切り土や盛り土の高さを低く設置する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。

3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 安全運転には十分留意し、重量制限を遵守する。
- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修又は補償、あるいはその両方を行う。

4 伐採届等の手続きについて

- ・ 伐採届の手続きについては、買い受け人により手続きを行う。
- ・ 森林法や各種法令に基づく許可や届け出が必要な場合は、買い受け人により手続きを行う。

5 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないよう対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。
- ・ 鉄塔及び送電線付近での作業は十分注意する。